

令和 8 年度

教育行政執行方針

大樹町教育委員会

□ はじめに

□ 柱1「誰もが安心して学ぶことができる学校づくり」

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 特別支援教育
- (5) 教育DX
- (6) 学びのセーフティネットの構築

□ 柱2「地域全体で子どもを育てる体制づくり」

- (1) 大樹町ならではの教育の推進
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 大樹高校の充実・活性化への支援

□ 柱3「学び続ける人づくり」

- (1) 社会教育施設の整備
- (2) 社会教育活動の推進
- (3) 社会体育施設の整備・スポーツ活動の推進
- (4) 芸術・文化活動の推進

□ はじめに

令和8年定例第1回町議会の開会にあたり、教育委員会の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

「人づくりこそ、町づくり」。いつの時代も教育は、町、地域社会の礎であり、発展の原動力です。

これを踏まえ、「第6期大樹町総合計画」の基本目標、「大樹町教育大綱」の基本方針のもと、前例に捉われない「しなやかな発想」と「積極的な姿勢」で、誰もが学び続けることができるまちづくりを推進いたします。

□ 柱1 「誰もが安心して学ぶことができる学校づくり」

(1) 確かな学力の育成

次期学習指導要領の動向を注視しつつ、ICT環境整備と活用、学びの質を高める校内研修を支援し、「教える授業」から「学びをつくる授業」への転換を図ります。

国の学級編制基準に満たない学年は、町の自主財源で2学級編成とするとともに、必要な支援員を配置し、個に応じた、きめ細かい指導の充実に努めます。

外国語教育では、外国語指導助手を最大限活用した外国語の学習、小中学生向け英会話教室の開催、英検受験の支援などに取り組み、幼児から高校生まで切れ目なく生きた英語を学ぶことができる環境を整え、英語によるコミュニケーション力の育成に努めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳授業の質を高めるとともに、学級活動や学校行事などの自治的活動の充実を図り、「生き方としての道徳教育」を推進します

また、いじめへの対応では、積極的な認知による「いじめ見逃しゼロ」を徹底するとともに、全教育活動を通じて「いじめは許さない」という意識を醸成することで、早期発見と未然防止に努めます。

学校司書や図書ボランティアを活用して学校図書館の魅力を更に高めるとともに、家庭・地域・学校が連携した読書活動に取り組み、子どもが主体的に読書する習慣づくりに努めます。

(3) 健やかな体の育成

体力向上、運動習慣の定着に向けては、新体力テストの結果を踏まえ、運動が苦手な子も主役になれる体育授業を実践するとともに、多

様な運動に触れる機会の拡充に努めます。

保健に関しては、家庭との連携を図って、心の状態と体の関係を学ぶ保健指導を充実させ、健康な心と体の一体的育成に努めます。

学校給食では、子どもたちに安全で安心な給食や旬の地場産品を活用した給食を提供していくとともに、栄養教諭による食育指導を充実させ、望ましい食習慣の定着と健康な体づくりに努めます。

(4) 特別支援教育

特別な教育的支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、実践的な研修を通じて、全教職員の指導力向上を図り、子ども個々の教育的ニーズに応じた指導、支援の充実に努めます。

また、個別の教育支援計画を活用し、医療・福祉等関係機関との連携を促進し、切れ目のない一貫した指導や支援の充実に努めます。

(5) 教育DX

一人一台の端末を更新し、ICT活用によって学びを深める授業の実現に努めます。また、GIGAスクール運営支援センターと連携し、ICT活用に関する子どもの資質・能力の向上、教師の指導力向

上とともに、学校事務の効率化を図ります。

(6) 学びのセーフティネットの構築

不登校への対応では、すべての子どもにとって居場所のある学校づくりに取り組むとともに、ICT活用や学校外の学習支援などにより不登校児童生徒の学びの保障に努めます。そのために、スクールカウンセラー、医療・福祉等関係機関や学校外の学習支援団体との連携を強化してまいります。

□ 柱2 「地域全体で子どもを育てる体制づくり」

(1) 大樹町ならではの教育の推進

小中高が各一校のメリットを生かした学校間連携を拡充し、学習指導、生徒指導、特別支援教育の充実を図ります。

「大樹学」については、学習系統を整理し、町を支える産業や自然、歴史などを生かした小中高12年間にわたるカリキュラムを編成、実施し、探究的な学びの深化、協働による学びの強化、持続的地域社会の担い手育成を目指した学習を展開します。

(2) 地域の教育力の向上

学校運営協議会を活性化し、学校教育に対する保護者・地域住民の理解・関心を高めるとともに、学校の働き方改革促進に努めます。

また、「大樹町教育の日」の取組を通じて、学校教育への関心を高めるとともに、家庭、学校、地域、行政が相互に協力する体制を構築し、町全体の教育力向上に努めます。

(3) 大樹高校の充実・活性化への支援

近年、大樹高校は、進学者数が減少傾向にあり、存続に向けて厳しい状況にあります。高校の存続は町の未来を守る取組であることを踏まえ、教育活動と進路指導に関する中高の連携強化、地域全体で高校を支える機運の醸成を図り、地元からの進学率向上に力を入れてまいります。加えて、高校や町の魅力を広く発信する取組を継続・拡充するとともに、シェアハウス等生徒用住居の整備など、町外から進学する生徒を受け入れる環境づくりを進めます。

□ 柱3 「学び続ける人づくり」

(1) 社会教育施設の整備

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の中核施設である生涯学習センターは、町民が快適に利用できるよう計画的に施設の修繕・整備に努めます。

町民要望の高い図書館に関しては、図書館運営委員会、図書館のあり方検討協議会の論議を踏まえ、今後の町立図書館の具体化に向けた取組を検討してまいります。

(2) 社会教育活動の推進

社会教育活動の推進では、「第6期総合計画」並びに「第7期生涯学習推進中期計画」に基づき、幼児から児童生徒には、発達段階に応じた多様な体験活動、成人から高齢者の方には、ライフステージに応じた学習機会の拡充に努めます。

(3) 社会体育施設の整備・スポーツ活動の推進

体育施設においては、その多くが老朽化していますが、計画的に改修・整備して安全安心な施設管理に努めます。また、町民のニーズを踏まえて各種イベントや講習会、スポーツ教室等を開催し、運動に親しむ場と機会の提供に努め、生涯スポーツ活動を推進します。

中学校部活動の地域展開に関しては、昨年度から実施している「地域クラブモデル事業」を通じて、本町の実態にあった運営体制、事業を検討し、持続的な運動、文化活動環境の整備を進めてまいります。また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行います。

(4) 芸術・文化活動の推進

貴重な大樹町の教育資源を有効活用し、ふるさとへの理解を深め愛着と誇りに結び付く文化活動の推進に努めます。

多くの町民が参加・鑑賞して芸術文化に親しめるよう、町民文化祭の充実、文化協会と連携したコンサートや展示会の開催に努めます。

郷土資料館は、デジタルミュージアムとして見学の利便性を高め、利用者のニーズに対応していきます。また、史跡については、関係機関と連携し、その整備・保存に努めます。郷土芸能・伝承技術については、各団体の活動を支援し、芸能や伝承技術の継承に努めます。

以上、令和8年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げます。今年度も本町教育の充実・発展に向けて全力を尽

くしてまいりますので、議員はじめ町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。